

山口県立美術館広告掲載募集要領

県では、県有資産等を広告媒体として提供することにより、県の財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行なっております。

については、山口県立美術館内へ掲載する広告を次のとおり募集します。

1 広告関係規程

広告掲載に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」、「美術館広告掲載実施要領」に基づいて行います。

2 掲載場所等

(1) 所在地

山口市亀山町3-1

(2) 掲載施設及び場所

山口県立美術館 1階ロビー 情報案内スペース（正面玄関を入れて左側）

(3) 開館日、時間

火曜日から日曜日 9時00分から17時00分まで

※ 月曜日（月曜が祝日又は振替休日の場合は開館）及び年末年始（12月28日から1月3日まで）は休館です。

※ その他臨時開館及び休館があります。

(4) 来館者数

① 令和6年度実績（12月末時点）	<u>85,589人</u>
② 令和5年度実績	<u>237,216人</u>

3 広告媒体及び規格

(1) 広告媒体

山口県立美術館1階ロビー情報案内スペース内壁面

※ パネルは県で用意します。

(2) 広告規格

B2版縦（縦728mm×横515mm）以内

4 募集枠数

3枠

5 広告掲載の要件

(1) 事務所又は事業所を県内に有する者による広告とします。

(2) 次に掲げる広告は掲載できません。

- ① 山口県広告取扱要綱第3条第2項各号のいずれかに該当する広告
- ② 山口県広告掲載基準第3条各号に掲げる業種又は事業者の広告

③ 山口県広告掲載基準第4条に該当する内容の広告

※ 詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

④ 県税を滞納している事業者の広告（必要に応じて納税証明書の提出を求めることがあります。）

(3) 広告掲載に当たっては、別途、行政財産の使用許可が必要となります。（広告主に選定された方には別途手続きをお願いします。）

6 広告掲載期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

※ 広告内容は1か月単位で変更可能です。

7 広告料の申込価格（1枠当たり）

広告料は、96,000円（8,000円/月）を最低価格とし、申込者が提示してください。（消費税及び地方消費税を含みます。）

※ 広告原稿等の作成に要する費用は、広告主の負担となります。

※ 別途、行政財産使用料が必要となります。（消費税及び地方消費税を含みます。）

8 募集方法等

(1) 募集期間

令和7年1月29日（水）から2月12日（水）17時まで

(2) 申込方法

美術館広告掲載申込書（様式1）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて、山口県立美術館まで持参又は郵送してください。郵送の場合は、2月12日（水）必着とします。

【添付書類】

・ 申込者の業種及び事業内容が分かるもの（会社概要、パンフレット等）

(3) 広告主の決定方法

「広告掲載の要件」に基づき、広告の掲載が適当であると認められた者のうち、美術館広告掲載申込書に記載されている広告掲載の申込額が高いものから順に広告主を決定します。

※ 同額での申込者が2者以上あり、募集枠数を超えるときは、くじにより広告主を決定します。

※ 広告主を決定したときは、各申込み者にその結果を通知します。

(4) 再公募の取扱い

募集期間中の応募者が募集枠数に満たない場合は、引き続き募集を継続し、8,000円/月以上の金額で申込みを行った者について受付順により広告主を決定します。

9 広告内容の審査等

(1) 広告の表示内容に係る留意事項

広告原稿等の作成に当たっては、山口県広告掲載基準第5条に規定する業種ごとの基準について留意してください。

(2) 広告内容の審査

広告主の決定後、広告内容について事前に審査を行いますので、美術館広告掲載承認願（様式2）と広告原稿を指定する日までに山口県立美術館まで提出してください。

※ 審査後、結果を文書により通知します。

※ 審査の結果、広告内容の修正を指示する場合がありますので留意してください。

10 広告料等の納入

広告料及び行政財産使用料を、県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入してください。

11 問い合わせ先及び申込み先

〒753-0089

山口市亀山町3-1

山口県立美術館 担当：田中

TEL 083-925-7788

FAX 083-925-7790

E-mail a19304@pref.yamaguchi.lg.jp